

広域連携共生・対流等対策交付金（拡充）

【973（800）百万円】

対策のポイント

都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流に資する広域連携プロジェクト等や都市農業振興を国が直接支援します。

（都市と農山漁村の共生・対流とは）

- ・ 都市と農山漁村の間で、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組です。
- ・ 骨太の方針2002において「都市と農山漁村を双方で行き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、共生・対流を推進する」と位置付けられ、関係省が一体となって推進しているものです。

政策目標

都市農村交流施設の年間宿泊者数を5年間で110万人拡大
770万人(16年度) 880万人(21年度)
都市農地の保全と活用を図り、新鮮で安全な農産物の供給や体験・交流の場の提供を求める都市住民の期待に対応
市民農園区画数を6年間で3万区画増加
約12万区画(15年度) 約15万区画(21年度)

<内容>

1．都市と農村の広域連携プロジェクト等の支援（ソフト）

（1）広域連携支援事業

都会の若者の長期農業等ボランティア活動、団塊世代等を対象とした体験農園での農作業体験など共生・対流の取組の促進に向けた広域連携プロジェクトを支援します。

また、子どもたちによる宿泊体験活動の受入体制の整備等を支援します。

（2）情報発信機能強化支援事業

メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大を支援します。

（3）都市農村交流技術的支援事業

都市農村交流に必要なノウハウを習得するための取組を支援します。

また、滞在型市民農園等の整備促進のための技術的支援の実施等を支援します。

（4）都市農地活用・保全モデル事業

都市農業の振興及び都市農地保全に資するモデル的取組を支援します。

2．共生・対流の一層の推進と都市農業振興のための条件整備（ハード）

広域連携共生・対流等推進交付金等による都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備を支援します。

都市住民との交流促進の観点から、農産物直売所の支援対象地域の拡大や援農ボランティア養成施設、親水・景観保全施設の整備など、都市農業の振興に必要な施設等の整備を支援します。

<事業実施主体等>

- 1．事業実施主体 民間団体（公募）
- 2．補助率 定額
- 3．事業実施期間 平成19年度～平成23年度

[担当課：農村振興局企画部農村政策課（03-3502-0030（直））]